



島根県報

平成20年12月19日（金）

第2,045号

（毎週火・金曜日発行）

<http://www.pref.shimane.lg.jp/>

目 次

【告 示】

農業振興地域の指定の一部改正	（農 業 経 営 課）	2
換地計画書の縦覧	（農 村 整 備 課）	2
保安林子定森林	（森 林 整 備 課）	2
大規模小売店舗立地法第6条第1項の規定による大規模小売店舗に係る事項の変更の届出	（中 小 企 業 課）	3
浜田港港湾計画の変更の概要	（港 湾 空 港 課）	4
建築基準法の規定による道路の位置の指定	（建 築 住 宅 課）	4
島根県収入証紙売りさばき人の氏名等の変更	（審 査 課）	5

【公 告】

特定漁港漁場整備事業計画の変更案の公表	（漁港漁場整備課）	6
---------------------	-----------	---

【選管告示】

漁業法に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数		6
----------------------------	--	---

【正 誤】

平成20年9月19日付け島根県報第2,019号中	（農 村 整 備 課）	6
--------------------------	-------------	---

告 示**島根県告示第984号**

農業振興地域の指定（昭和46年島根県告示第859号）の一部を次のように改正する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

14 津和野地域の項地域の範囲の欄を次のように改める。

津和野町のうち次の図面の赤色で着色した部分（ア）平成15年12月26日島根県告示第1717号により定められた高津川地域森林計画区の林班番号第1～第3・第5～第14・第36～第39・第51～第53・第59～第77・第80～第82・第84～第89・第92・第95・第116～第119・第126・第279～第285・第289～第290・第311～第324林班のうちの保安林、（イ）第6・第8・第9・第325～第327林班の森林の区域、（ウ）昭和39年4月17日指定の青野山県立自然公園の第2種特別地域（青野山地区、地倉沼地区、津和野城跡地区）及び大字中座の田原山国有林、（エ）高鉢山国有林、大漁国有林、日ノ裏国有林、島山東平国有林、島山西平国有林、高嶺芦谷国有林、波美本谷国有林、中内谷国有林、猪木谷国有林、奥山東国有林、中ノ谷国有林、平栃山赤石国有林）を除く区域

15 日原地域の項を次のように改める。

15 削除

島根県告示第985号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第89条の2第1項の規定により、県営土地改良事業に伴う益美2期（美都）地区下都茂原工区の換地計画を定めたので、同条第4項において準用する同法第87条第5項の規定により次のとおり縦覧に供する。

なお、当該換地計画に不服がある場合は、縦覧期間満了後15日以内に、島根県知事に対して異議申立てをすることができる。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 縦覧に供する書類の名称

換地計画書

2 縦覧の期間

平成20年12月19日から21日間

3 縦覧の場所

益田市役所

島根県告示第986号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 保安林予定森林の所在場所

雲南市掛合町入間148-3

2 指定の目的

水源のかん養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐その他特別の場合の伐採に係るものは、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び雲南市役所に備え置いて縦覧に供する。)

島根県告示第987号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定による届出があったので、同法第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次のとおり告示し、関係書類を縦覧に供する。

なお、この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、この告示の日から4月以内に、次の4に定めるところにより意見を述べることができる。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 届出の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

東出雲ショッピングパーク 八束郡東出雲町錦新町8丁目1番地2

(2) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び代表者の氏名並びに住所

コーナン商事株式会社 代表取締役社長 疋田 耕造 大阪府堺市西区鳳東町6丁637番地1

協同組合東出雲ショッピングパーク 理事長 岸本 正史 八束郡東出雲町錦新町8丁目1-3

伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長 小寺 明 東京都港区芝浦3丁目4番1号

(3) 変更する事項

ア 大規模小売店舗を設置する者の追加

伊藤忠エネクス株式会社 代表取締役社長 小寺 明 東京都港区芝浦3丁目4番1号

イ 大規模小売店舗において小売業を行う者の追加

オートジョイントコーナン株式会社 代表取締役社長 溝口 利光 千葉県市川市原木2526-6

(4) 変更の年月日

平成20年12月25日

2 届出年月日

平成20年12月9日

3 届出及び添付書類の縦覧場所

東出雲町企画商工課（八束郡東出雲町大字揖屋町1142番地）

4 意見書の提出先、意見書に記載すべき事項等

(1) 意見書の提出先

松江市殿町1番地 島根県商工労働部中小企業課

(2) 意見書に記載すべき事項

- ア 氏名及び住所（団体にあってはその名称、代表者の氏名及び住所、法人にあってはその名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）
- イ アの記載事項についての公表の意思の有無
- ウ 意見書の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地
- エ 意見の内容
- オ 意見を述べる理由
- (3) その他
意見書に記載する氏名は、自署によること。

島根県告示第988号

港湾法（昭和25年法律第218号）第3条の3第9項の規定により、浜田港港湾計画の変更（軽易な変更）の概要を次のとおり告示する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 港湾計画の概要

平成9年島根県告示第386号によりその概要を告示し、平成11年島根県告示第298号及び平成16年島根県告示第271号により計画の変更（軽易な変更）を告示した浜田港港湾計画について、木材需要の変化に対応し効率的な港湾空間の形成を図るとともに、近年増加する放置艇の安全・適正な利用水域確保の要請に対応するため変更した事項は、次のとおりである。

(1) 小型船だまり計画

地 区 名	施 設 名	規 模
長浜地区	泊地	水深 2.0メートル 面積 2ヘクタール
	小型栈橋	5基（延長380メートル）
	物揚場	水深 2.0メートル 延長 70メートル

泊地の変更に伴い水面整理場2ヘクタールを削除する。

(2) 木材取扱施設計画

地 区 名	施 設 名	規 模
長浜地区	水面整理場	水深 2.0メートル 面積 2ヘクタール
鱒石地区	港湾関連用地	面積 6ヘクタール

鱒石地区について、水中貯木場6ヘクタールを削除する。

(3) 土地造成及び土地利用計画

地 区 名	面積（ヘクタール）	用 途
鱒石地区	6	港湾関連用地

2 港湾計画の縦覧の場所

松江市殿町8番地 島根県土木部港湾空港課

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり道路の位置を指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

1 道路の位置

八束郡東出雲町大字揖屋町字藤谷2581番1の一部、2581番5の一部、2581番7の一部

2 道路の幅員

6.00メートル

3 道路の延長

34.79メートル

4 位置標示方法

別紙図面図示位置に、金属プレート、道路側溝及び地先境界ブロックにより標示する。

5 指定の年月日及び番号

平成20年12月12日 第6号

備考

別紙図面は、松江県土整備事務所及び東出雲町役場に備えて一般の縦覧に供する。

島根県告示第990号

次の者から島根県収入証紙売りさばき人の氏名等を変更した旨届出があった。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項			
			変 更 後		変 更 前	
			売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所
824	雲南市木次町山 方866-1 雲南市獵友会 事務局 内田 満	雲南市木次町山 方866-1	雲南市木次町山 方866-1 雲南市獵友会 事務局 内田 満	雲南市木次町山 方866-1	雲南市加茂町神 原342 大原郡獵友会 会長 船木房信	雲南市加茂町神 原342

指定 番号	売りさばき人の 住所及び氏名	売りさばき場所	変 更 に 係 る 事 項	
			変 更 後	変 更 前
			売りさばき人の住所 及び売りさばき場所	売りさばき人の住所 及び売りさばき場所
904	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口84 社団法人 島根県食品衛 生協会 西郷支所 支所 長	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口84	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口84	隠岐郡隠岐の島町港町塩 口24

公 告

漁港漁場整備法（昭和25年法律第137号）第17条第10項の規定により特定漁港漁場整備事業計画を変更しようとするので、同条第11項において準用する同条第4項の規定により次のとおり公告し、当該事業計画の変更案を公衆の縦覧に供する。

なお、当該事業計画の変更案に意見のある者は、縦覧の期間満了の日までに意見書を提出することができる。

平成20年12月19日

島根県知事 溝 口 善兵衛

- 1 漁港漁場整備法第17条第11項において準用する同条第4項の規定により縦覧に供すべき書類の名称
浦郷地区に係る特定漁港漁場整備事業計画の変更案
- 2 縦覧の期間
平成20年12月19日から平成21年1月26日まで
- 3 縦覧の場所
島根県農林水産部漁港漁場整備課、島根県隠岐支庁水産局島前出張所及び西ノ島町役場

選 挙 管 理 委 員 会 告 示**島根県選挙管理委員会告示第35号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第2項に規定する選挙権を有する者の総数の3分の1の数は次のとおりである。

平成20年12月19日

島根県選挙管理委員会委員長 津 田 和 美

島根海区	1,506
隠岐海区	396

正 誤

平成20年9月19日付け島根県報第2,019号中に誤りがあったので、次のように訂正する。

ページ	行	誤	正
2	下から9	掛谷3293番地5	掛合3293番地5
	下から7	掛谷1251番地2	掛合1251番地2
	下から6	掛谷1531番地	掛合1531番地
	下から4	掛谷444番地	掛合444番地
3	上から9	掛谷3293番地5	掛合3293番地5
	上から11	掛谷1251番地2	掛合1251番地2
	上から12	掛谷1531番地	掛合1531番地
	上から15	掛谷444番地	掛合444番地